

ご意見・ご提案		受付年月日	令和8年7月8日
件 名	国旗掲揚について		
内 容	2026年6月16日、議員立法として「国旗の損壊罪等の処罰に関する法律案」が、自民党、日本維新の会、国民民主党、参政党、チームみらいの政党により提出された。1999年に日章旗が国旗として法制化され、教育界においても、国際社会に生きる国民として国旗や国歌に対して最低限のマナーの知識と実行が求められる。中学校公民では、外国の国旗に対するの損壊罪の記述は全ての教科書で取り上げられている。その中にあって、自国の旗を粗末に扱っても罪に問われないというのは、実に不合理な論理であって滑稽でさえある。自国に誇りをもち、国際人として堂々と生きる 青少年の育成を心から期待するものである。市に申し上げたい案件は、中央公民館、本庁、各支庁に掲揚されている日本国旗は色褪せたり損傷していないか点検され、市民が拝見しても、また、浅口市を訪れる外国の方にも恥ずかしくない国旗を常時掲揚していただきたいと要望する。		
回 答		回答年月日	令和8年7月22日
担当部課	企画財政部財政課		
内 容	この度は、浅口市の公共施設の国旗掲揚について貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 ご指摘いただきました「公共施設に掲揚されている日本国旗」につきましては、各施設管理者によって適時点検を行い、色あせたり損傷している場合は取り替え等を行っております。 引き続き定期的に点検を行い、不具合が見られる場合は速やかに交換するなど、適正な状態で掲揚できるよう、今後一層、施設管理の向上に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。		